

議案第46号

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月3日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行いたいので、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

行田市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「、利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 47 号

行田市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

地域の防災及び災害復旧に関する重要事項に関し、自衛隊とのより一層の連携強化を図るため、行田市防災会議の委員に新たに陸上自衛隊の自衛官を加えたいので、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市防災会議条例の一部を改正する条例

行田市防災会議条例（昭和38年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中第8号を第9号とし、第2号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者

第3条第6項中「36人」を「37人」に改め、同条第7項中「第5項第7号及び第8号」を「第5項第8号及び第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第48号

行田市商工センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月3日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

商工センターのホール及びパブリックホールについて、時間単位及び一日単位での貸出しに改めるほか、所要の整備を行いたいので、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市商工センター条例の一部を改正する条例

行田市商工センター条例（昭和57年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「に規定する」を「の」に改める。

第8条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

第10条第2号中「理由」を「事由」に改める。

第12条第1項第1号中「規定による」を削り、同項第4号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項第5号中「不正な」を「不正の」に改め、同条第2項中「該当する理由により、同項の」を「該当し、及び同項に規定する」に改める。

第14条中「理由」を「事由」に改める。

第21条中「に規定する休館日」を「の休館日」に改める。

第23条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。

第26条第2号中「理由」を「事由」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中

「を

	円
201会議室	370

」

「に

	円
ホール	3,200（ただし、1日利用の場合は、33,200円）
パブリックホール	1,800（ただし、1日利用の場合は、18,700円）
201会議室	370

」

改め、同表備考6を同表備考7とし、同表備考5を同表備考6とし、同表備考4を同表備考5とし、同表備考3中「会議室又は研修室」を「施設」に改め、同備考を同表備考4とし、同表備考2の次に次の備考を加える。

3 ホール又はパブリックホールを準備又は練習のために利用する場合の使用料は、この表に規定する使用料の額に100分の70を乗じて得た額とする。

別表第2を別表とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第49号

栗原宣幸こどもの居場所基金条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月3日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

栗原宣幸氏からの寄附金を原資とし、こどもの居場所づくりの推進に要する経費の財源に充てるため、栗原宣幸こどもの居場所基金を設置したいので、新たに条例を制定しようとするものである。

栗原宣幸こどもの居場所基金条例

(設置)

第1条 栗原宣幸氏からの寄附金を原資として、こどもの居場所づくりを推進するための事業の財源に充てるため、栗原宣幸こどもの居場所基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、「こども」とは、こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第1項に規定するこどもをいう。

(基金の額)

第3条 基金の額は、1億円とする。

2 第5条の規定による繰入れが行われたときは当該繰入額相当額増加するものとし、第7条の規定による処分が行われたときは当該処分額相当額減少するものとする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益金は、行田市一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この条例は、基金の全部が処分されたとき、その効力を失う。

議案第50号

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年6月3日提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業所等における職員配置の最低基準を改めたいので、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

行田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第22号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30
人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 1 号

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の整備を行いたいので、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の
資格基準に関する条例の一部を改正する条例

行田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格
基準に関する条例（平成25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 2 号

行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

行田市長 行 田 邦 子

理 由

産業文化会館のアートギャラリーについて、新たに貸出し施設としたいので、条例の一部を改正しようとするものである。

行田市産業文化会館条例の一部を改正する条例

行田市産業文化会館条例（平成10年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「次に掲げる日を除く毎日の」を削り、同項ただし書及び各号を削る。

第5条中「（ギャラリーを除く。）」を削る。

第6条第1項中「（ギャラリーを除く。）」を削り、同条に次の1項を加える。

5 ギャラリーは、物品の販売その他商行為では、利用することができない。

第8条第2項、第9条及び第10条第2号中「（ギャラリーを除く。）」を削る。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第8条の規定により使用料が納付されたものを除く。

第26条第1項及び第28条第1項中「（ギャラリーを除く。）」を削る。

別表第2中

「 を

使用料（1時間当たり）

」

「 に、

使用料 （1時間当たり。ギャラリーを除く。）

」

「 を

創作室	500
-----	-----

」

「 に改める。

創作室	500
ギャラリー	5,240（1日当たり）

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年9月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 ギャラリーの利用の許可に係る申請その他ギャラリーの利用に関し必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第 5 3 号

救助工作車の取得について

救助工作車を次のとおり取得することについて、行田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 1 号）第 3 条の規定により議決を求める。

- | | | |
|---|---------------------|--|
| 1 | 品名 | 救助工作車Ⅱ型 |
| 2 | 数量 | 1 台 |
| 3 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 4 | 取得金額 | 金 1 5 8 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 | 金 1 4 , 4 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区芝五丁目 3 6 番 7 号三田ベルジュビル 1 9 階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山 北 忠 司 |

令和 6 年 6 月 3 日提出

行田市長 行 田 邦 子

参 考 資 料

物 品 売 買 仮 契 約 書

1 品名、規格及び数量

(1) 品 名 救助工作車Ⅱ型

(2) 規 格 日野レンジャー 2KG-GX2AHBF-DBGBAVB

(3) 数 量 1台

2 契約金額 金158,400,000円

うち取引に係る消費税

及び地方消費税の額 金14,400,000円

3 納入期限 令和7年3月17日まで

4 納入場所 行田市消防本部

5 契約保証金 行田市契約規則第5条第3号の規定により免除

6 その他の特定条件

この仮契約は、行田市議会の議決を経たときに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなす。

ただし、この仮契約が市議会で否決されたときは、無効とし、発注者は一切の責任を負わない。

上記の物品売買について、発注者 行田市と受注者 株式会社モリタ東京支店とは、おのこの対等な立場における合意に基づいて、別添の約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和6年5月7日

埼玉県行田市本丸2番5号

発注者 行 田 市

行田市長 行 田 邦 子

東京都港区芝五丁目36番7号三田ベルジュビル19階

受注者 株式会社モリタ 東京支店

支店長 山 北 忠 司

入札結果

1 入札年月日 令和6年4月26日

2 予定価格 145,180,000円(事前公表)

入札参加業者	第1回	
	入札額(円)	順位
ジーエムいちはら工業株式会社 東京営業所	145,150,000	3
帝商株式会社 埼玉営業所	145,100,000	2
株式会社モリタ 東京支店	144,000,000	1

- ・ 予定価格は消費税及び地方消費税の額を控除した額である。
- ・ 入札額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込に係る金額である。

3 取得方法 一般競争入札

救助工作車Ⅱ型 概要

規格型別	救助工作車Ⅱ型
エンジン	軽油仕様
総排気量	5, 1 2 3 C C
乗車定員	6名
配備箇所	消防署本署
主な仕様	<ul style="list-style-type: none">・ 4輪駆動・ フロントウインチ・ リア電動ウインチ・ 油圧駆動式発電照明装置・ クレーン装置・ 自動式はしご昇降装置・ 照明灯・ ワイヤレス放送装置・ キャブハイルーフ艙装・ 消防専用電話装置・ ドライブレコーダー・ カーナビゲーションシステム・ 空気呼吸器積載装置・ 赤色警光灯・ 電子サイレン
主な積載品	<ul style="list-style-type: none">・ 一般救助用器具・ 重量物排除用器具・ 切断用器具・ 破壊用器具・ 検知・測定用器具・ 呼吸保護用器具・ 隊員保護用器具・ 検索用器具・ 除染用器具・ 水難救助用器具・ 山岳救助用器具・ その他の救助用器具